

とよなか

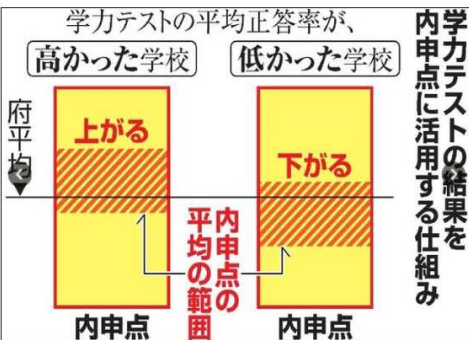
(部内資料)

教え子を再び戦場に送るな！ 2015年4月21日発行NO. 540

子ども達の豊かな成長・発達の力を合わせるようにしましょう！

府教委 全国学テ結果を内申点に反映

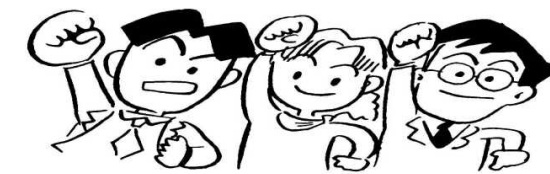
断じて許されない、学テの目的外使用



朝日新聞より

「入試を考慮し、また、中学校の教員からは

最高裁の過去の判例でも違法性が指摘されています。



「学習の到達度を把握し、授業や指導の改善に生かすこと」から大きく逸脱します。下村文科大臣も懸念の声を上げています。全国学力調査は、児童生徒の学力を把握し、文部行政の参考資料にするといいことが本来の主旨で調査結果を生徒の評定に利用することは、最高裁の過去の判例でも違法性が指摘されています。

「調査の本来の趣旨を逸脱するおそれがある」 (下村文科大臣)

大阪府教育委員会は4月10日、全国一斉学力調査結果を、高校入試の可否判定に使われる内申点(評定)の基準に利用することを決めました。この決定に、広範な教育関係者から怒りの声が出ています。

★★来春の高校入試はこれまで通りで★★

高校学区廃止、前後期制導入と廃止：この数年の大阪府は高校入試制度にかかわって、コロナと変えています。そして、今回の突然の決定です。「絶対評価の公平性の担保」等を含めた十分な検討も行わず、そして現場の教員や校長会に意見を聞くこともなく「高校入試改革」を強引に拙速にすすめ、今回の混乱と重大な問題を引き起こしました。

先行き不透明な中で一番のしわ寄せは府下の中学生・受験生です。一年後または、二・三年後に高校受験を控え、内申書の評定がどのようにつけられるのかさえわからない中で新しい学年が始まりました。大教組は「(今年度)は中学3年生の評定基準を現行から変更しないこと」をもとめる要請文を府教委に提出しました。

テストではなく「調査」の理由

今週、実施される全国調査の正式名称は「全国学力学習状況調査」。なぜ、「テスト」ではなく「調査」なのか。

一九七六年最高裁大法廷で旭川学テ裁判の判決がありました。一九六一年、当時行われていた全国一斉学力調査を阻止しようとした人を公務執行妨害罪に問うたのですが、この裁判の中で全国学力テストが合憲か違憲かが一つの争点になりました。

最高裁は有罪判決を出しましたが、判決に至る過程で国家と教育の関係を整理しました。「法令に基づく教育行政機関の

行為」も教育への「不当な支配」となりうる」と警鐘を鳴らし、「国家的介入については、できるだけ抑制的であることが要請される」とし、その上で、この全国学力調査は子どもの学習を評価するテストではなく、文部行政の参考資料を得るための行政調査だから合憲であり、公務執行妨害が成立するとしたのでした。

最高裁の憲法判断は政府を拘束します。戦後七〇年、憲法や最高裁判例などを活かし、子どもと教育を守り抜くかどうか、私たち一人ひとりの立ち位置が問われています。

「入試を考慮し、また、中学校の教員からは最高裁の過去の判例でも違法性が指摘されています。」

や怒りの声があがっています。